

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

地域共生社会の実現に向けて、平成 29 年における社会福祉法改正により、全市町村に対し包括的な支援体制の整備が努力義務化され、さらに令和 2 年の法改正において、「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、着実に取組が進められてきた。また、同改正の附則第 2 条においては、施行後 5 年後を目途にその施行状況を検証し、必要な措置を講ずることとされている。これを踏まえ、厚生労働省は令和 6 年 6 月に「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し、以下の事項を中心に検討を行った。

①地域共生社会の更なる展開に向けた対応、②身寄りのない高齢者等への支援の在り方、③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉の連携強化等、総合的な権利擁護支援策の充実、④社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方、⑤社会福祉における災害への対応。これらの議論を踏まえ、令和 7 年 5 月に「中間とりまとめ」が公表された。今後はこの中間とりまとめを基に、社会保障審議会福祉部会等において、制度改正を視野に入れた具体的な検討が進められる予定である。

◎「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001499082.pdf>

以下、「中間とりまとめ」の概要を報告します。

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

(1) 地域共生社会の理念・概念の再整理、更なる展開に向けた連携・協働

①地域共生社会の理念・概念の性格、行政責務

【現状・課題等】

地域福祉の推進において、社会福祉法第 4 条の地域住民等と第 6 条の行政との関係性が法文上明確ではなく、推進の主体が地域住民等のみと捉えられている面もある。

【対応の方向性】

地域共生社会の実現に向けて、住民が地域に参画し支え合うことが重要であることを法令に明記するため、規定整備の検討が必要である。あわせて、住民と行政の責務の関係を整理し、行政の支援責務を明確にする必要がある。

②福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮

【現状・課題等】

規定において、意思決定支援への配慮の必要性が明記されていない。

【対応の方向性】

意思決定支援への配慮の必要性を明確化する規定整備の検討が必要である。

③福祉以外の分野との連携・協働

【現状・課題等】

- ・多様な分野と連携・協働を進めることは、地域共生社会の実現に極めて重要な視点である。

- ・相談体制の構築は進んではいるが、地域側で支援を受け止める地域づくりの取組ができていない。

【対応の方向性】

- ・まちづくり、農業、住まい、交通、消費者行政、防災、司法など福祉以外の分野との連携・協働を推進するための法令整備の検討が必要である。

- ・都道府県の支援強化や地域運営組織等との連携を通じて、住民主体の地域づくりと包括的支援体制の整備を進める必要がある。

- ・この取組は地方創生など政府全体の政策に位置づけ、府省庁横断的に取組むことが重要である。

（２）包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

①包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【現状・課題等】

- ・包括的な支援体制の整備は、全ての市町村に対して努力義務として課されており、重層的支援体制整備事業はその１つの手法として法定化されている。

- ・包括的な支援体制の整備のために具体的な取組の検討は、約４５％の市町村では行われておらず、また、６割の市町村において重層的支援体制整備事業を実施する検討会議が未設置である。

- ・重層的支援体制整備事業の交付金については、人口規模のみを基準とし、機能や取組内容が反映されていない。

【対応の方向性】

（ｉ）市町村における包括的な支援体制の整備

- ・国・都道府県は、市町村を支援し全市町村で取組を促進する。国は、制度の趣旨や整備手段を明示するとともに、地域づくりの重要な要素を指針において示す必要がある。

- ・生活困窮者自立支援制度は、包括的な支援の中核となる制度であり、地域づくりの明確な位置づけについて法令整備の検討を進める必要がある。実施主体となっていない町村では、一次的な相談受付機能の拡充や断らない相談支援の実現が求められる。

- ・支援体制の構築は、生活困窮者自立支援制度を中心に介護保険制度などの既存制度を活用する方法と、過疎地域での柔軟な仕組みを活かす方法の両面で推進する。

- ・既存制度活用にあたり、市町村は支援対象者の把握や関係機関の連携体制を再確認し、支援方針と役割分担を明確にする必要がある。

（ii）過疎地域等の包括的な支援体制の整備に向けた柔軟な仕組み

- ・小規模市町村では、相談支援と地域づくり機能を一体化した柔軟な体制の構築を促進する。

(iii) 都道府県における包括的な支援体制の整備

・都道府県は市町村と連携しながら、研修・情報提供やアドバイザー派遣などの支援を強化する。

(iv) 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた取組

・重層的支援体制整備事業は、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に行う事業であることを関係者で共有する。

・市町村は地域資源や住民ニーズを把握・分析し、関係者と協議の上責任を持って実施することが重要である。国は必要な実施プロセスを明示し、実際の機能や取組内容に応じて支援する仕組みに見直す必要がある。

・定期的に検証・見直しが行なわれるよう規定の整備をすすめる必要がある。

・国は、市町村の取組に対し機能・取組面に応じた評価制度を導入し、定期的な検証・改善を行う体制を整備する。

(v) 多機関協働事業等の役割・機能

・多機関協働事業は、市町村が主体となり、福祉・医療・教育・司法など関係機関や民間と連携して対応を進める体制が必要である。

・国は制度で対応困難な課題を整理し、市町村は地域分析と関係機関との認識共有を進めることが求められる。

②若者支援

【現状・課題】

・子ども・若者支援は、複数の制度や取組により進展している一方で、こども期から若者への支援が途切れがちであり、関係機関の連携による早期支援も十分とはいえない。

【対応の方向性】

・こども期からの予防的な支援や、困難を抱える若者への支援に取り組み、こども期から若者に至る継続的な支援体制を構築する必要がある。

・包括的な支援体制の整備にあたっては、生活困窮者自立支援制度の活用により、子どもの学習・生活支援事業の全国的な実施を推進する方策を検討する必要がある。

2. 身寄りのない高齢者等への対応

(1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方

【現状・課題等】

・高齢者に限らず単身で身寄りのない人の増加が見込まれるが、相談に対応する窓口が不十分であり整備が求められている。

【対応の方向性】

・新たに窓口を設置するのではなく、自立相談支援機関や地域包括支援センターなど既存の支援機関を活用し、その中で相談機能を強化すべきである。

（２）身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【現状・課題等】

- ・身寄りがなくにより、日常生活の支援や入院・入所手続、死後事務などの対応が困難になるため、支援体制の整備が必要である。
- ・高齢者等終身サポート事業は有効だが、費用負担が重く、資力がなくと利用しにくいの課題がある。
- ・厚労省のモデル事業では、資力に乏しい人への包括的支援パッケージが提供されており、その実施状況も踏まえる必要がある。生活困窮者自立支援制度の地域居住支援事業との連携も視野に入れる必要がある。

【対応の方向性】

- ・日常生活自立支援事業を拡充・発展させ、日常支援、入院・入所支援、死後事務支援等を含む第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が参画できる体制とする。
- ・新たな事業は「家族代わり」と誤解されないよう地域福祉と役割分担や事業範囲を明確化し、対象範囲の拡大や制度の持続性を踏まえ、体制面・費用面・運営監視面の在り方を検討する。資力の少ない人への費用配慮も不可欠である。

（３）身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

【現状・課題等】

- ・地域の関係機関のネットワークとして介護、障害、生活困窮、権利擁護支援などの支援枠組みが存在している。

【対応の方向性】

市町村に既に設けられている協議会やプラットフォームを活用し支援策を検討する。実施を進めるための具体的な実施方法を国が示すべきである。

３．成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

（１）新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方

【現状・課題等】

- ・成年後見制度の見直しがなされるまでの間、成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実が求められる。

【対応の方向性】

- ・「日常生活自立支援事業」を拡充・発展させ、金銭管理や日常生活支援、入院・入所手続支援、死後事務支援などを提供する新たな事業とし、法に位置づけた第二種社会福祉事業として体制を構築する必要がある。（再掲と同じ）

- ・意思決定支援の確保や、市民参画の充実を図るための事業化も検討する。

(2)「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

【現状・課題等】

- ・「中核機関」は法的根拠がなく権限が曖昧であるため、個人情報共有や関係機関との連携に課題がある。
- ・成年後見制度が必要な範囲・期間で利用する制度に見直しされるに際し、地域の支援状況に関する情報を家庭裁判所へ提供できる法定機関の整備が求められる。

【対応の方向性】

- ・法令上の根拠を明確化し制度的に位置づけるため、市町村はつぎの業務を担う機関として「中核機関」を設置できるよう規定の整備を検討する必要がある。

- ①権利擁護支援や成年後見制度に関する相談対応や支援内容や実施の調整業務
- ②関係機関との連携強化のための調整業務
- ③家庭裁判所からの意見照会への対応

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

～地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

【現状・課題等】

- ・社会福祉法人や社会福祉連携推進法人は、地域共生社会を支える重要な担い手である。
- ・人材確保が困難な中、福祉事業を安定的に継続するためには経営の協働化・大規模化による基盤強化や効率化が必要となる。

【対応の方向性】

- ・社会福祉法人が公益的取組を広げるためには、目的や取組の明確化が必要である。
- ・社会福祉連携推進法人制度の活用を促進するために、事業要件の緩和や事務負担の軽減が必要となる。

5. 社会福祉における災害への対応

～災害時の被災者支援との連携の在り方

【現状・課題等】

- ・災害時には要配慮者（高齢者・障害者等）を中心に福祉的支援ニーズが増大する。
- ・能登半島地震では DWAT（災害派遣福祉チーム）が初めて活動したが、広域による派遣実績が少なく初動対応に課題あった。平時からの体制整備が必要とされた。
- ・災害基本法改正により「福祉サービスの提供」が災害救助の対象に追加された。
- ・地域共生社会の取組が災害時に有効に機能した事例があり、地域共生社会と被災者支援の連携方策を進めることが重要である。

【対応の方向性】

- ・防災分野と連携した福祉支援体制の構築を自治体が促進し、都道府県と関係機関の連携を図る必要がある。